

＜型式試験等手数料＞

○ 型式試験手数料

型式試験手数料は、都道府県警察関係手数料条例により定められています。

平成25年4月1日改定

型式試験を受けようとする遊技機の区分	型式試験手数料
1 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ その他のもの (2) 特定装置が設けられているもの（(1)に掲げるものを除く。） ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ その他のもの (3) (1) 又は (2) に掲げるもの以外のもの	 1, 4 4 2, 0 0 0円 4 4 5, 0 0 0円 1, 1 3 5, 0 0 0円 4 4 5, 0 0 0円 3 4 5, 0 0 0円
2 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの (2) (1) に掲げるもの以外のもの	1, 6 2 8, 0 0 0円 4 8 6, 0 0 0円
3 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの (2) (1) に掲げるもの以外のもの	1, 1 5 5, 0 0 0円 4 8 9, 0 0 0円
4 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの (2) (1) に掲げるもの以外のもの	1, 1 5 4, 0 0 0円 4 8 8, 0 0 0円

(注) 手数料は内税です。

「[※積算根拠（警察庁ホームページヘルプ）](#)」

○ 謄本交付手数料

謄本交付手数料は、(一財)保安通信協会の試験事務規程により定められています。

平成26年4月1日改定

謄本の交付を受けようとする遊技機の区分	謄本交付手数料
<p>* ぱちんこ遊技機（アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謄本の枚数が160枚（用紙の大きさは、日本工業規格A4換算）以下のもの ・ 謄本の枚数が160枚を超えるもの 	<p style="text-align: center;">4,060円</p> <p>160枚を超える1枚ごとに10円を上記金額に加算した額</p>
<p>* 回胴式遊技機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謄本の枚数が150枚（用紙の大きさは、日本工業規格A4換算）以下のもの ・ 謄本の枚数が150枚を超えるもの 	<p style="text-align: center;">4,070円</p> <p>150枚を超える1枚ごとに10円を上記金額に加算した額</p>
<p>* その他 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条第2項第6号に規定する書類を除く謄本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ぱちんこ等遊技機に係るもの ・ 回胴式遊技機に係るもの 	<p style="text-align: center;">600円</p> <p style="text-align: center;">500円</p>

(注1) カラーコピーを使用するもの（遊技機の写真を含みます）にあつては、その使用1枚毎に25円を加算した額とします。

(注2) 手数料は内税です。

<型式試験等手数料振込先>

型式試験手数料及び型式試験結果書謄本交付手数料は下記口座に振込をお願いします。

記

三菱UFJ銀行（0005） 本店（001） （普）7644074

みずほ銀行（0001） 虎ノ門支店（046） （普）1496474

口座名義 一般財団法人保安通信協会